薩摩川内市の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和6年1月1日）	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B／A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	91,542人	594億2485万3千円	28億3362万3千円	85億9246万2千円	14.5%	15.4%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和5年度	911人	35億6968万6千円	6億7422万千円	14億2501万千円	56億6891万6千円

(参考)一人当たり給与費 B／A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
6,223千円	6,181千円

（注）1　職員手当には退職手当を含まない。

2　職員数については、令和５年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

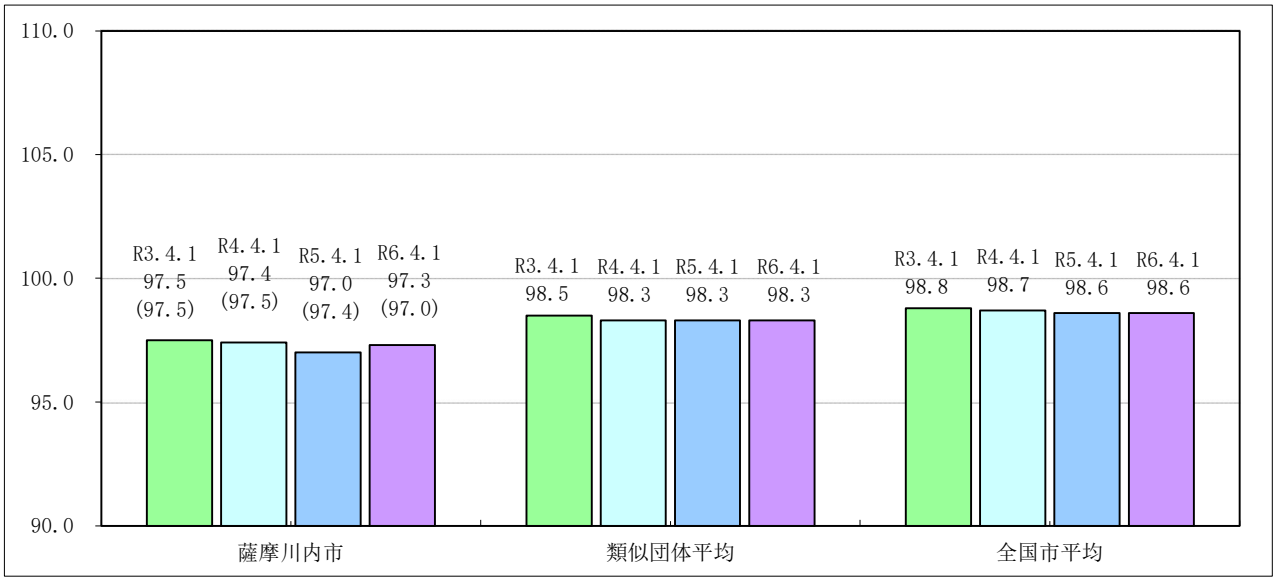

（注）1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する

ため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給割合）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

３　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

４　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

※　○年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4)　給与改定の状況

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 (　　%)	%	%	%

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合　A	公務員の支給月数　B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5)　給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

［　実施　　未実施］

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成２７年４月１日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均○％引下げ。若年層については、・・・。高齢層については・・・。激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

令和６年４月１日時点における地域手当の支給対象地域なし。
※派遣職員に係る地域手当については、国の基準と同様に見直しを実施。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成２７年４月１日実施）
宿日直手当及び夜間看護手当について、国と同様に見直しを実施。（平成３０年４月１日実施）

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和６年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
薩摩川内市	43.2歳	319,600円	382,743円	345,423円
鹿児島県	43.3歳	313,600円	392,834円	344,584円
国	42.1歳	323,823円	―	405,378円
類似団体	41.7歳	313,594円	395,822円	360,145円

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額（国ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A／B
薩摩川内市	53.8歳	20人	326,600円	341,920円	334,385円	―	―	―	―
うち学校主事	54.0歳	18人	324,300円	339,500円	332,567円	学校主事	49.1歳	224,800円	1.51
うちその他	＊	2人	＊	＊	＊	―	―	―	―
鹿児島県	57.0歳	161	314,500円	357,110円	334,349円	―	―	―	―
国	51.2歳	1829人	288,144円	―	330,553円	―	―	―	―
類似団体	52.7歳	16人	321,506円	377,113円	353,146円	―	―	―	―

区　分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C／D
薩摩川内市	―	―	―
うち学校主事	5,649,600円	3,297,300円	1.71
うちその他	6,164,200円	―	―

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年の3ケ年平均）。
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員（C)」及び「民間（D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
※個人情報保護の観点から、対象職員数が２名以下の場合は、個人情報が特定されるため「＊」と表示している。

③教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
薩摩川内市	52.4歳	379,320円	436,215円
鹿児島県	45.8歳	369,100円	428,971円
類似団体	42.3歳	319,527円	373,194円

（注）１　「平均給料月額」とは、令和５年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和６年４月１日現在）

区分		薩摩川内市	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	196,200円	196,700円	196,200円
	高校卒	166,600円	167,100円	166,600円
技能労務職	高校卒	176,100円	174,200円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和６年４月１日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	259,878円	338,475円	369,100円	393,375円
	高校卒	229,400円	324,200円	363,865円	374,257円
技能労務職	高校卒	－	－	－	332,271円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和６年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
１級	主事補・主事	125人	19.7%	162,100円	244,700円
２級	主事	59人	9.3%	208,000円	267,900円
３級	主任補	46人	7.2%	240,900円	313,000円
４級	主任・総括主任	199人	31.3%	271,600円	382,000円
５級	参事補	133人	20.9%	295,400円	394,000円
６級	参事	58人	9.1%	323,100円	411,300円
７級	参与	16人	2.5%	365,500円	444,300円

（注）１　薩摩川内市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

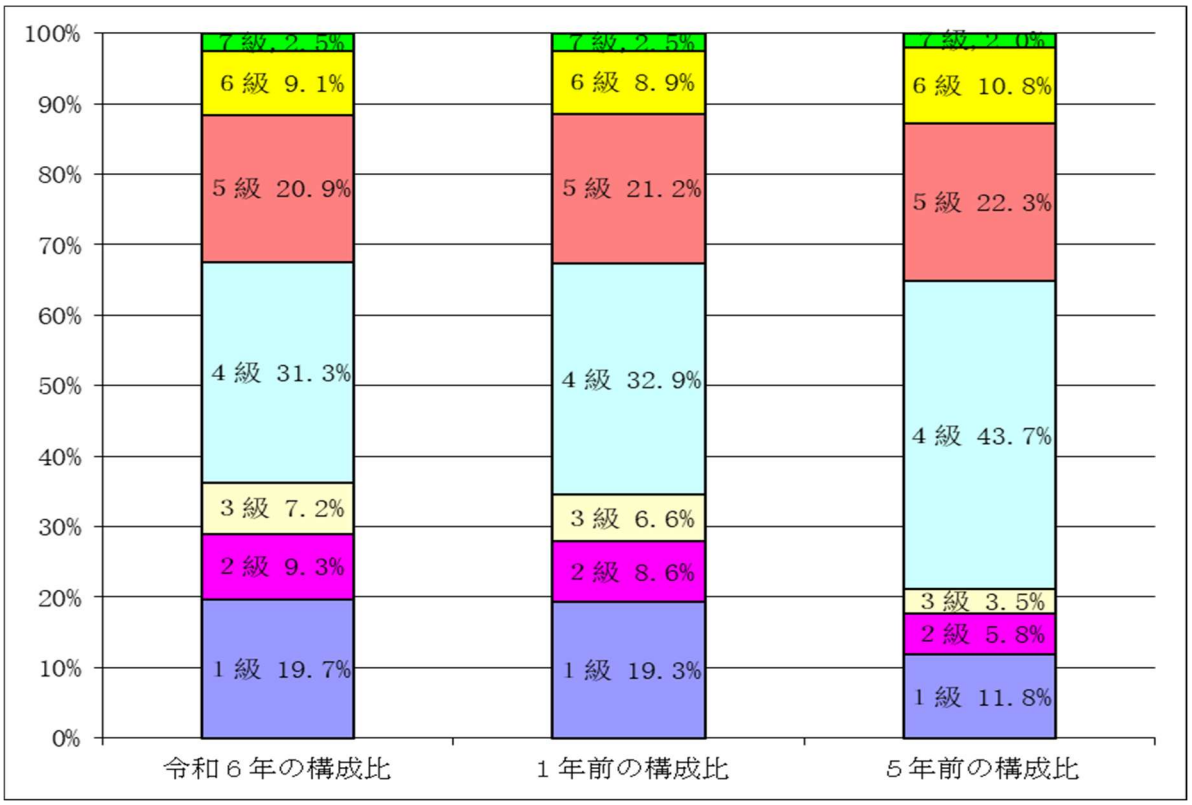

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和６年４月１日現在）

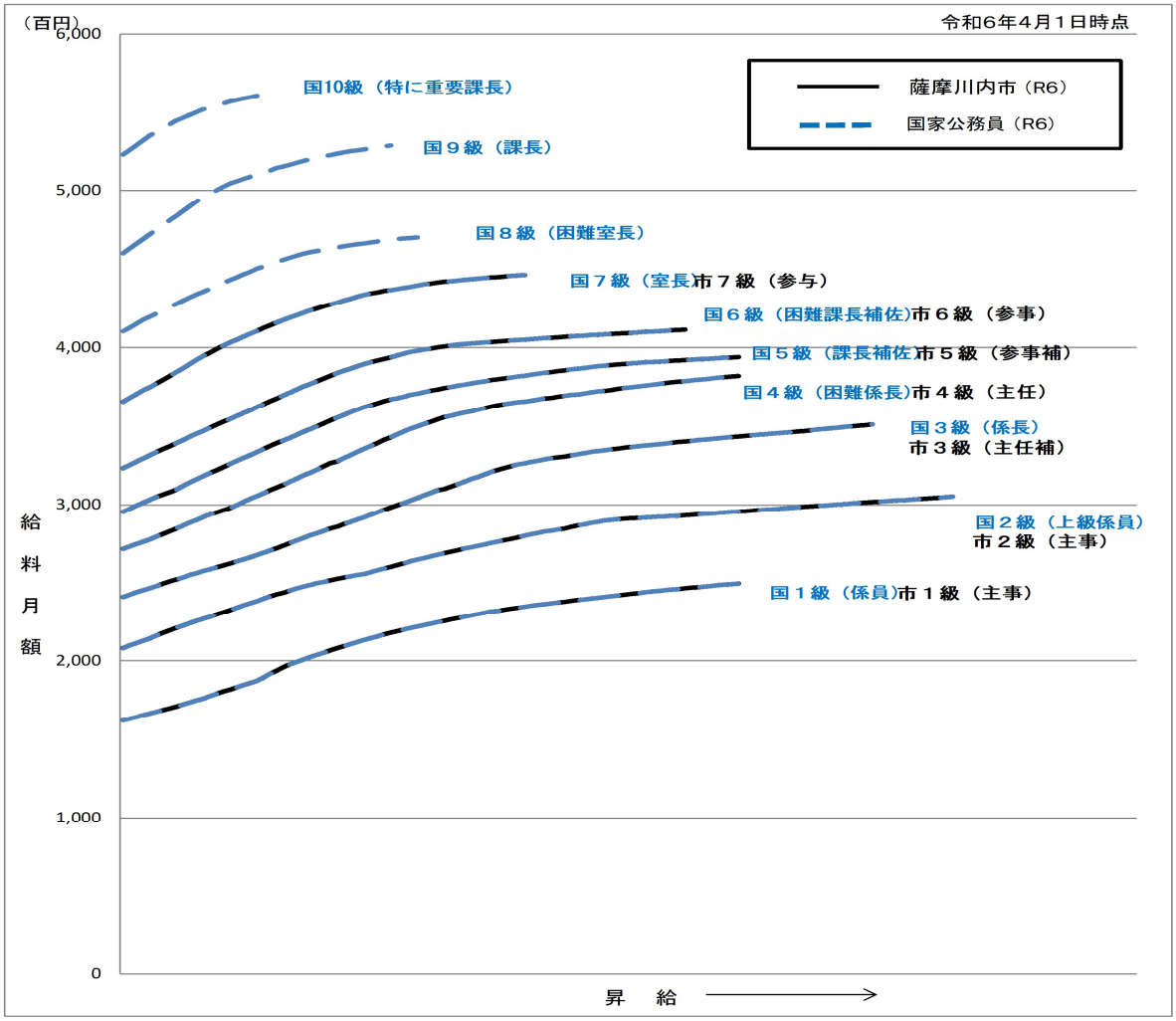

(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（薩摩川内市）

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○			
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○			
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない				○	
	活用予定時期			令和９年１月	

４　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

薩摩川内市	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,540　千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,695　千円	－
(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.38) 月分 (0.98) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.40　月分　2.20　月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.38) 月分 (0.98) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

（注）　(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（薩摩川内市）

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○			
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○			
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない				○	
	活用予定時期			令和９年１月	

(2) 退職手当（令和６年４月１日現在）

薩摩川内市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695月分	26.36550月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.270750月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（退職時特別昇給	―	）			
1人当たり平均支給額	5,900千円	20,688千円			

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した職員に支給された平均額である。
　　２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和５年度決算）			1,318千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）			329,308円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	1人	20%
神奈川県横浜市	16%	1人	16%
大阪府大阪市	16%	0人	16%
福岡県福岡市	10%	0人	10%

(4) 特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和５年度決算）	4,855千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	30,534円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和５年度）	31.6%
手当の種類（手当数）	16

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （５年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務徴収業務手当	税務課、収納課若しくは地域振興課に勤務する職員	市税等の徴収業務	417千円	日額200円
防疫等作業手当	右欄に掲げる作業に従事した職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に規定する感染症並びに市長がこれらに相当すると認める感染症の患者若しくはその疑いのある患者の看護及び搬送又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	－	日額290円
	右欄に掲げる作業に従事した職員	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。次号において同じ。)から生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業(前号に掲げるものを除く。)	－	日額3,000円
	右欄に掲げる作業に従事した職員	新型コロナウイルス感染症から生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業(前2号に掲げるものを除く。)	74千円	日額1,000円
クリーンセンター業務手当	川内クリーンセンター、上甑島クリーンセンター、下甑クリーンセンター、鹿島クリーンセンターに勤務する職員	一般廃棄物収集業務等	－	日額150円
社会福祉業務手当	保護課又は地域振興課に勤務する職員	生活保護法の規定に基づく保護の業務	808千円	日額250円
行旅病人等取扱業務手当	行旅病人又は行旅死亡人を取扱う業務に従事した職員	行旅病人の移送又は看護業務に従事した場合	－	日額1,000円
		行旅死亡人の収容業務に従事した場合	－	1体当たり5,000円
医師手当	医師又は歯科医師	医師又は歯科医師業務	－	1月1,700千円以内

看護師等業務手当	看護師又は准看護師	手術業務	―	1回2,000円
夜間看護手当	看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	―	深夜の全部を含む勤務 7,300円 深夜の勤務時間が4時間以上7時間未満の勤務 3,550円 深夜の勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務 3,100円 深夜の勤務時間が2時間未満の勤務 2,150円
緊急業務手当	薩摩川内市簡易水道事業職員 薩摩川内市温泉給湯事業職員	正規の勤務時間以外の時間に、突発的事故により召集を受け、復旧工事等緊急工事に係る業務	―	1回1,000円
はしご業務手当	消防局職員のうち、はしご付消防自動車及び屈折はしご付消防自動車の業務に従事する職員	消防はしご車の業務	83千円	1勤務日200円
救急業務手当	消防局職員のうち、救急業務に従事する職員	救急業務	2,376千円	1回150円
救急救命処置行為業務手当	消防局職員のうち、救急業務に従事する救急救命士である職員	救急救命処置	96千円	1回500円
出動手当	消防局職員	火災及びその他の災害出動業務	294千円	1回150円
潜水業務手当	消防局職員	潜水業務	45千円	1回300円
夜間特殊業務手当	消防局職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで間）において行われる消防通信の業務	870千円	深夜の勤務時間が2時間以上5時間未満の勤務 300円 深夜の勤務時間が2時間未満の勤務 200円
緊急消防援助隊手当	消防局職員	災害発生市町村の消防の応援業務	18千円	1勤務日3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	287,736千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	290千円
支給実績（令和４年度決算）	322,526千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	326千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和６年４月１日現在）

<table>
<tr><th>手当名</th><th>内容及び支給単価</th><th>国の制度との異同</th><th>国の制度と異なる内容</th><th>支給実績
（令和5年度決算）</th><th>支給職員1人当たり平均支給年額
（令和5年度決算）</th></tr>
<tr><td>扶養手当</td><td><table><tr><th>区　分</th><th>金　額</th></tr><tr><td>扶養親族である子</td><td>10,000</td></tr><tr><td>子以外の扶養親族</td><td>6,500</td></tr></table>※扶養親族のうち、満16歳の年度初めから
満22歳の年度末までの子については、
1人につき5，000円を加算する</td><td>同じ</td><td>－</td><td>128,635千円</td><td>245,019円</td></tr>
<tr><td>住居手当</td><td><table><tr><th>区　分</th><th>支給月額</th></tr><tr><td>①借家
（家賃月額が16，000円
を超える場合に限る）</td><td>家賃の額に応じ500円～28，000円</td></tr></table></td><td>同じ</td><td>－</td><td>77,908千円</td><td>232,561円</td></tr>
<tr><td>通勤手当</td><td><table><tr><th>区分</th><th>支給月額</th></tr><tr><td>①交通機関利用者</td><td>運賃相当額を支給
（限度額55，000円）</td></tr><tr><td>②交通用具使用者</td><td>4，100円～24，500円</td></tr></table></td><td>異なる</td><td>①については、同じ。
②金額の上下限は同じ。本市は支給区分を細かく設定。</td><td>57,415千円</td><td>75,249円</td></tr>
<tr><td>特地勤務手当</td><td><table><tr><td>支給対象者</td><td>上甑島及び下甑島に所在する公署に勤務する職員</td></tr><tr><td>支　給　額</td><td>（給料＋扶養手当）×10％</td></tr></table></td><td>異なる</td><td>支給割合を別に設定。</td><td>16,794千円</td><td>305,345円</td></tr>
<tr><td>宿日直手当</td><td><table><tr><th>区　分</th><th>宿直勤務</th><th>日直勤務</th></tr><tr><td>本庁・支所</td><td>4，400円</td><td>4，400円</td></tr><tr><td>上甑分駐署・下甑分駐署・診療所（医師、歯科医師等を除く）・少年自然の家</td><td>6,100円</td><td>6,100円</td></tr><tr><td>診療所（医師、歯科医師等に限る）</td><td>21，000円</td><td>21，000円</td></tr></table></td><td>同じ</td><td>－</td><td>9,205千円</td><td>767,083円</td></tr>
<tr><td>管理職手当</td><td><table><tr><td>支給対象者</td><td>管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員</td></tr><tr><td>支　給　額</td><td>職に応じ24，000円～66，700円</td></tr></table></td><td>同じ</td><td>－</td><td>45,126千円</td><td>470,063円</td></tr>
<tr><td>管理職員特別勤務手当</td><td><table><tr><td>支給対象者</td><td>管理職手当を受給する職員</td></tr><tr><td>支給要件</td><td>臨時又は緊急の必要により週休日・休日等に勤務した場合</td></tr><tr><td>支　給　額</td><td>勤務1回につき8，000円以内</td></tr></table></td><td>同じ</td><td>－</td><td>375千円</td><td>7,979円</td></tr>
<tr><td>単身赴任手当</td><td><table><tr><td>支給対象者</td><td>異動等に伴い、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員</td></tr><tr><td>支　給　額</td><td>距離に応じ23，000円～68，000円</td></tr></table></td><td>同じ</td><td>－</td><td>6,714千円</td><td>279,750円</td></tr>
</table>

５　特別職の報酬等の状況（令和６年４月１日現在）

区分		給料	月額等
			（参考）類似団体における最高／最低額
給料	市区町村長	915,000円 （　—　円）	1,061,000円／　593,400円
	副市町村長	726,000円 （　—　円）	885,000円／　547,600円
報酬	議長	458,000円 （　—　円）	737,000円／　372,000円
	副議長	396,000円 （　—　円）	653,000円／　294,000円
	議員	370,000円 （　—　円）	591,000円／　266,000円
期末手当	市区町村長 副市町村長	（令和５年度支給割合） ３．４０月分	
	議長 副議長 議員	（令和５年度支給割合） ３．４０月分	
退職手当	市区町村長 副市町村長	（算定方式） 915千円×480/100 726千円×360/100	（１期の手当額） 17,568千円 10,454千円	（支給時期） 任期満了時（任期毎） 任期満了時（任期毎）
	備考		

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
　　２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

部門＼区分			職員数 令和6年	職員数 令和5年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	8	8	0	
		総務	234	240	△ 6	かごしま国体関連
		税務	63	62	1	税業務体制の強化
		民生	75	70	5	子ども家庭支援センターの設置
		衛生	50	54	△ 4	健康企画業務体制の見直し
		労働	1	1	0	
		農林水産	63	63	0	
		商工	46	47	△ 1	地域経済に係る業務体制の見直し
		土木	100	99	1	業務増
		計	640	644	△ 4	〈参考〉 人口1万人当たり職員数69.91人 （類似団体の人口1万人当たり職員数52.13人）
	教育部門		109	109	0	学校再編に伴う業務増
	消防部門		159	158	1	救急医療業務体制の強化
	小計		908	911	△ 3	〈参考〉 人口1万人当たり職員数99.18人 （類似団体の人口1万人当たり職員数65.53人）
公営企業等会計部門	病院		44	42	2	看護師の補充
	水道		32	33	△ 1	水道管理体制の見直し
	交通		0	0	0	
	下水道		9	9	0	
	その他		38	36	2	後期高齢者医療保険業務の体制強化
	小計		123	120	3	
合計			1,031 [1,370]	1,031 [1,370]	0 [0]	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 112.62人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　［　　］内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和６年４月１日現在）

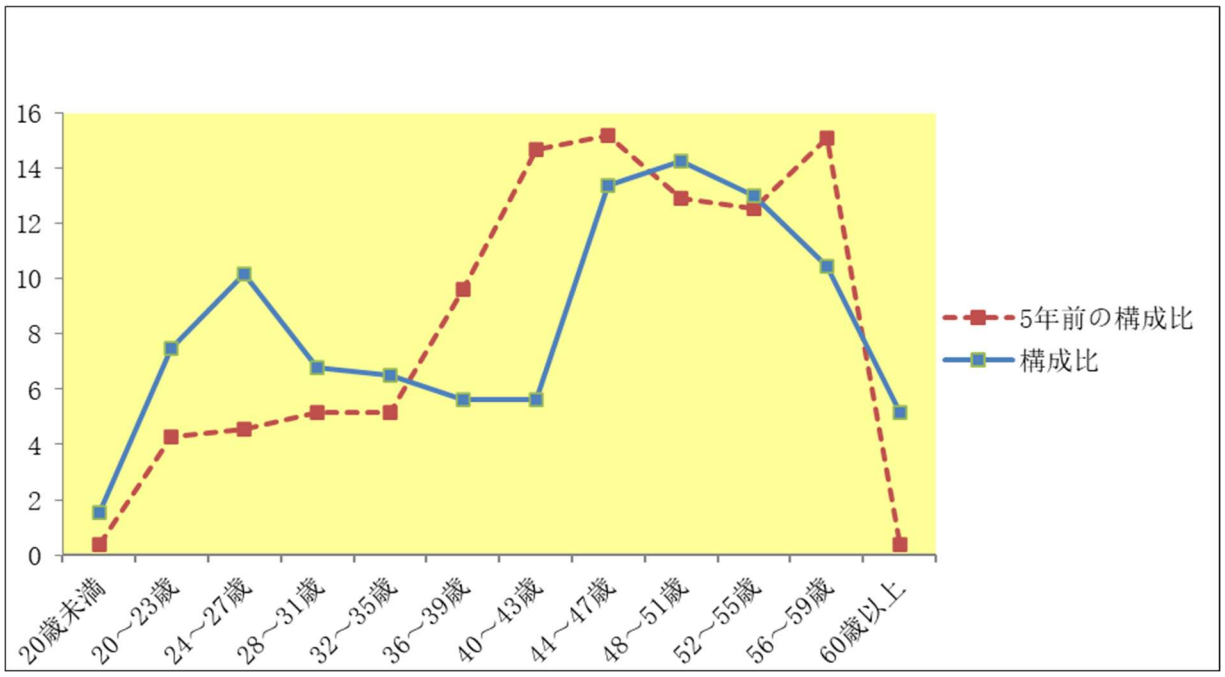

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	16人	77人	105人	70人	67人	58人	58人	138人	147人	134人	108人	53人	1,031人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別＼年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	625	620	613	618	644	640	15 （ 2.4 %）
教　育	123	121	116	107	109	109	△ 14 （△ 11.4 %）
消　防	155	156	156	154	158	159	4 （ 2.6 %）
普通会計計	903	897	885	879	911	908	5 （ 0.6 %）
公営企業等会計計	110	110	108	112	120	123	13 （ 11.8 %）
総合計	1,013	1,007	993	991	1,031	1,031	18 （ 1.8 %）

（注）１　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
　　２　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7　公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	（参考） 令和４年度の総費用に占める職員給与費比率
令和 ５年度	千円 1,559,376	千円 232,909	千円 183,526	% 11.8	% 11.4

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費 17,220 千円を含まない。

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
令和 ５年度	人 26	千円 106,477	千円 17,536	千円 42,433	千円 166,446	千円 6,402

(参考)○○○平均 一人当たり給与費
千円 6,118

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。

２　職員数については、令和６年３月 31 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ　特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和６年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
薩摩川内市	49.3歳	352,907円	533,480円
団体平均	45.8歳	337,221円	508,691円
事　業　者	歳		円

（注）１　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

２　平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

薩摩川内市	薩摩川内市　（一般行政職・団体平均等）
１人当たり平均支給額（令和５年度） 1,632千円	１人当たり平均支給額（令和５年度） 1,540千円
（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45 月分　2.00月分 (1.38)月分　(0.98)月分	（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45 月分　2.00月分 (1.38)月分　(0.98)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～15%

（注）　(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和６年４月１日現在）

薩摩川内市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695月分	26.36550月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.270750月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（退職時特別昇給	―	）			
1人当たり平均支給額	5,900千円	20,688千円			

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した職員に支給された平均額である。

２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算）			－千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）			－円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
	%	人	%

エ　特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和５年度決算）	126千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	8,400円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和５年度）	57.7%
手当の種類（手当数）	1

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和５年度決算）	左記職員に対する支給
緊急業務手当	薩摩川内市水道事業就業規程第８条の規定による勤務時間以外の時間に、突発的事故により招集を受け、復旧等緊急工事に係る業務に従事した職員	勤務時間以外の時間に、突発的事故により招集を受け従事した復旧等緊急工事に係る業務	126千円	１件当たり1,000円

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	8,611千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	374千円
支給実績（令和４年度決算）	7,977千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	332千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和６年４月１日現在）

<table>
<tr><th>手当名</th><th>内容及び支給単価</th><th>一般行政職の制度との異動</th><th>一般行政職の制度と異なる内容</th><th>支給実績
(5年度決算)</th><th>支給職員1人当たり平均支給年額
(5年度決算)</th></tr>
<tr><td>扶養手当</td><td><table><tr><th>区　分</th><th>金　額</th></tr><tr><td>扶養親族である子</td><td>10,000</td></tr><tr><td>子以外の扶養親族</td><td>6,500</td></tr></table>※扶養親族のうち、満16歳の年度初めから
満22歳の年度末までの子については、
1人につき5，000円を加算する</td><td>同じ</td><td>－</td><td>3,630千円</td><td>242,000円</td></tr>
<tr><td>住居手当</td><td><table><tr><th>区　分</th><th>支給月額</th></tr><tr><td>①借家
（家賃月額が16，000円
を超える場合に限る）</td><td>家賃の額に応じ500円～28，000円</td></tr></table></td><td>同じ</td><td>－</td><td>2,003千円</td><td>250,363円</td></tr>
<tr><td>通勤手当</td><td><table><tr><th>区分</th><th>支給月額</th></tr><tr><td>①交通機関利用者</td><td>運賃相当額を支給
（限度額55，000円）</td></tr><tr><td>②交通用具使用者</td><td>4，100円～24，500円</td></tr></table></td><td>同じ</td><td>－</td><td>1,353千円</td><td>71,226円</td></tr>
<tr><td>管理職手当</td><td><table><tr><td>支給対象者</td><td>管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員</td></tr><tr><td>支 給 額</td><td>職に応じ24，000円～66，700円</td></tr></table></td><td>同じ</td><td>－</td><td>1,813千円</td><td>604,400円</td></tr>
</table>